

労務の達人しずおか経営労務情報

H20年 11月号 No.181 静岡経営労務管理センター <http://www.roumu-110.co.jp/>

裁判員制度の予備知識

【裁判員制度とは】

平成21年5月21日よりいよいよ裁判員制度が始まります。国民から選ばれた6人の裁判員が地方裁判所で行われる刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に協議をし、有罪か無罪かを判断します。

有罪の場合には、法律で定められた範囲内でどのような刑罰を宣告するか量刑も決めます。

【どのような人が裁判員に選ばれるのか？】

衆議院議員の選挙権がある方（有権者）であれば、原則として誰でも裁判員になることができます。ただし、欠格事由や不適格事由に該当した場合は裁判員になることはできません。

【裁判への参加日数について】

それぞれの事件によって異なりますが、できるだけ連日的に開廷することとし、半数以上の事件は3日間以内で終わると見込まれています。

【日当について】

裁判所に出頭した日数に応じて日当や交通費、場合によっては宿泊費が支給されます。

※ 裁判員候補者として裁判所に行ったものの、最終的に裁判員に選ばれなかった方についても支給されます。

裁判員候補者・・・1日あたり8000円以内
裁判員及び補充裁判員・・・1日あたり1万円以内

【公民権の行使と不利益取扱いの禁止】

公民権行使の保障（労働基準法第7条）

「使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。」

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 第100条

「労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。」

【企業の実務対応として】

裁判員制度への参加は「公民権の行使」と考えられますので、企業としては、裁判所への「出頭」を拒否したり就労を強要することはできません。前述のとおり裁判員になるために仕事を休んだことを理由に、不利益な取扱いをすることも禁じられています。

また、裁判員選任に係る通知は全て「個人への通知」であるため、企業は当該個人からの申告によってのみ把握できるということになります。「個人のことから・・・」と社内で何も規定を定めておかなければ、労使ともに裁判所への出頭の直前になって慌てふためくことにもなりかねません。

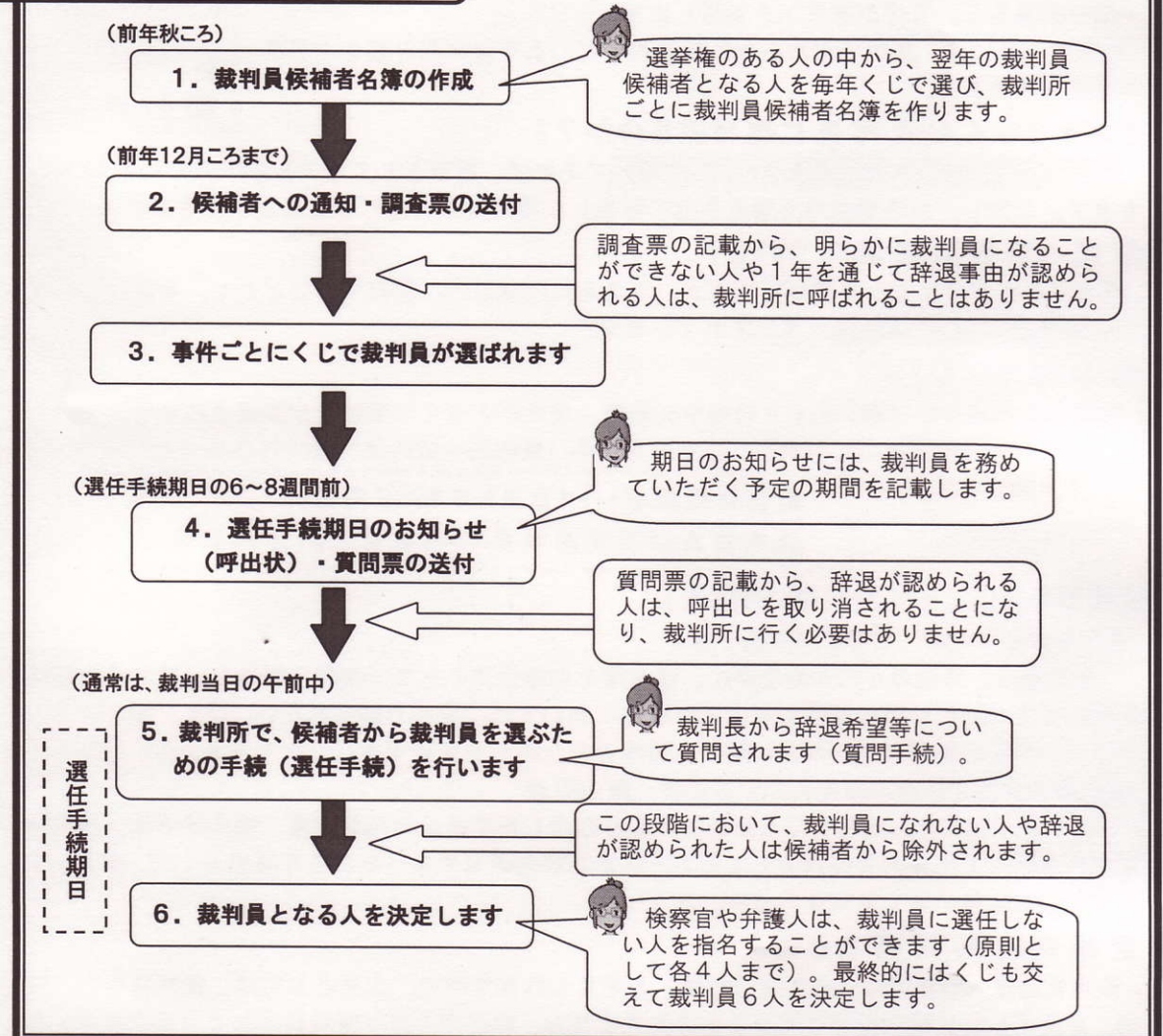


裁判員選任の流れの中で、いつどのように申告・報告を求めるのか？それに対して企業はどのように対応していくのか？このあたりの規定をきっちりと定めておく必要があります。

その他にも裁判員として出頭している間の休暇・賃金の取り扱い、裁判員法上の秘密漏えい禁止など、定めておくべき事項は今ある就業規則で定める「公民権の行使」の内容を確認する程度のもではまかないきれません。

労働者だけでなく、企業のトップである事業主の皆さんも当事者です。あくまで試算ですが、裁判員候補者として裁判所に出頭する確率は約300人～600人に1人。裁判員に選ばれ裁判に参加することになる確率は約3500人に1人程度と予想されています。直前になって頭を悩ませることがないように、ぜひ当社にご相談ください！

裁判員選任の流れ



< 掲示板 >

10/26(日)より最低賃金が改定されています！

静岡県の最低賃金は

時間額 697円 → 711円に改定されていますのでご注意ください！